

総務委員会資料

平成25年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第2号

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

資料 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正
する条例 新旧対照表

平成25年2月12日

総 務 局

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>昭和32年11月20日条例第33号</p> <p>○川崎市証人等の実費弁償に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条及びその他の法律の規定による実費弁償について規定することを目的とする。 (実費弁償の額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費を実費弁償として支給する。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法第212条第1項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項後段の規定により、市議会が行う調査のため出頭した者</p> <p>(3) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、市議会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(5) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者</p> <p>(6) 地方公務員法第8条第6項の規定により、人事委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により、農業委員会の要求に応じ、出頭した者</p>	<p>昭和32年11月20日条例第33号</p> <p>○川崎市証人等の実費弁償に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条及びその他の法律の規定による実費弁償について規定することを目的とする。 (実費弁償の額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費を実費弁償として支給する。</p> <p>(1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法第212条第1項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(2) 法第100条第1項の規定により、市議会が行う調査のため出頭した者</p> <p>(3) 法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(5) 法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により、公聴会に参加した者</p> <p>(6) 地方公務員法第8条第6項の規定により、人事委員会の要求に応じ、出頭した者</p> <p>(7) 農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農業委員会の要求に応じ、出頭した者</p>

改正後	改正前
<p>(8) その他法律の規定に基づいて、市の機関の要求に応じ、証人、関係人等として出頭した者 (実費弁償の方法)</p> <p>第3条 実費弁償は、出頭又は参加の際支給する。</p> <p>2 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。 (その他必要事項)</p> <p>第4条 前各条に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(8) その他法律の規定に基づいて、市の機関の要求に応じ、証人、関係人等として出頭した者 (実費弁償の方法)</p> <p>第3条 実費弁償は、出頭又は参加の際支給する。</p> <p>2 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。 (その他必要事項)</p> <p>第4条 前各条に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p>